



議案第 六十号

水道管破損に関連する交通事故の損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年四月二十七日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年四月廿七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 損害賠償の発生年月日 昭和五十九年七月四日

二 損害賠償の金額 八〇二、九三五円

三 損害賠償の相手方 三朝町大字大瀬一〇二二一

大 田 邦 弘

四 損害賠償の原因 水道管破損に伴う路盤沈下に関連する交通事故